

医療情報取得加算について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。

マイナ保険証の利用や問診票等により、受診した患者さんに対して受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り診療報酬点数を算定します。

記

〔医療情報取得加算〕

- | | |
|-------------|----|
| ➤初診時（月に1回） | 1点 |
| ➤再診時（3月に1回） | 1点 |

以上

★当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。